

青梅市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 2 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

青梅市立学校給食センターの 2 つの調理場を統合することに伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

青梅市立学校給食センター条例（昭和 4 6 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「という。）を」の次に「東京都青梅市根ヶ布 1 丁目 4 6 9 番地の 4 に」を加え、同条第 2 項を削る。

別表を削る。

付 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。